

電気・ガス価格激変緩和対策事業採択について

2023年1月5日
坂戸ガス株式会社

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」）^{※1}に2022年12月6日に参加申請し、同年12月14日に採択されました。^{※2}

下記の通り、お客さまのご使用量に応じた都市ガス・電気料金から政府が定める単価の値引きをさせていただきます。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

※1 事業の詳細内容は国のホームページ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/> をご覧ください。

※2 坂戸ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎ致しております。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022年12月28日に採択されております。

記

1. 適用期間（予定）

2023年1月使用(2月検針分)^{※3}～9月使用(10月検針分)のガス・電気料金

※3 ガス：「2023年1月検針日の翌日～2023年2月検針日」の使用量。

電気：「2023年1月検針日～2023年2月検針日の前日」の使用量。なお、電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

2. 値引き単価

区 分	都市ガス	低圧電気（取次）	高圧電気
単価（税込）	30 円/m ³	7 円/kWh	3.5 円/kWh

（注）2023年9月使用（10月検針）分は、ガス15円/m³、低圧電気（取次）3.5円/kWh、高圧電気1.8円/kWh（全て税込）となる予定。

3. 対象のお客さま

坂戸ガスと都市ガス・電気をご契約されているお客さま
（LPGご利用のお客さまは対象外となります）

4. ご請求額

「値引き単価」に基づき、各月のご使用量に応じた値引きを行いご請求いたします。

なお都市ガス普及促進割引適用のお客さまは、ガス使用料金からご使用量に応じた値引きを行った後、割引率を乗じた金額をご請求いたします。

5. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口
0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以 上